

令和2年度 第1回和光市自立支援協議会 会議録（要録）

- 1 日 時 令和2年12月16日（水） 14時30分～16時00分  
 2 場 所 和光市役所 5階 502会議室  
 3 出席者 13名

	所 属 団 体 等	氏 名
会長	十文字学園女子大学教育担当	佐藤 陽
副会長	和光市心身障害児・者を守る会	深野 正美
委員	社会福祉法人章佑会 (和光市中央地域生活支援センター)	押領司 賢二
委員	障害者支援施設すわ緑風園	漆原 新吾
委員	社会福祉法人 和光福祉会	池亀 優子
委員	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	山本 恵子
委員	和光市教育支援センター	圖子田 俊寛
委員	朝霞公共職業安定所	斉藤 篤志
委員	特定非営利活動法人 耀の会	関 正視
委員	和光市社会福祉協議会 (和光市南地域生活支援センター)	野川 希代子
委員	公募による市民	岩佐 健次
委員	公募による市民	高橋 香苗
委員	その他市長が必要と認める者	高田 奈歩

- 4 欠席者 4名

	所 属 団 体 等	氏 名
委員	医療法人寿鶴会 菅野病院	望月 博文
委員	埼玉県朝霞保健所	田島 貴子
委員	埼玉県立和光南特別支援学校	高萩 直子
委員	和光市身体障害者福祉会	下川 初江

(事務局) 社会援護課

梅津課長 川口課長補佐 三澤統括主査 濱口統括主査 鈴木主査  
 森田主任

- 5 傍聴者 4名

1 委嘱式

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委嘱書は机上配付。

## 2 会長及び副会長の選出

【梅津課長】委員一斉改選後の初回会議のため、会長副会長が決まるまでは、私が仮議長を務めます。まず委員の自己紹介をお願いします。

### <委員自己紹介>

【梅津課長】自立支援協議会要綱第6条には、会長副会長は互選により定めることになっております。どなたか立候補される方がいましたらお願いします。立候補がないようでしたら、推薦をお願いします。

【野川委員】前年に引き続き、会長に佐藤委員、副会長に深野委員を推薦したい。

【梅津課長】会長職に佐藤委員、副会長に深野委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか。

### <全員賛同>

【梅津課長】では、会長は佐藤委員、副会長は深野委員にお願いいたします。これで仮議長を降ります。

【佐藤会長】それでは、会長に代わり議長を務めさせていただきます。議事録署名人については、名簿順とし、押領司委員と漆原委員をお願いします。

## 3 令和3年度以降の基盤整備の進捗について

### 事務局説明

#### 資料 令和3年度以降の基盤整備の状況について

#### 【高田委員及び深野副会長】

生活介護施設さつき苑は、心身障害者対象で開始したが、対象者を知的障害としたことについてご説明いただきたい。「主たる対象」という見出しなどにした方が、誤解がないのではないかと。

【濱口統括】運営規定で、知的障害を主たる対象者として報告いただいているため、同様に明示している。見出しについては今後修正する。

【山本委員】令和3年度基盤整備予定の児童発達支援センターは、重度障害の方も対象となると思っていたが、知的障害児が対象か。

【濱口統括】知的障害児が主たる対象者となるが、現在事業者と調整中である。整備事業公募要領でも、重度障害の方の受け入れを求めているため、当初対応できる定員は限られると思うが、受け入れられる体制を検討していく。

## 4 第六次障害者計画及び第6期障害福祉計画について

### 事務局説明

- 【 関委員 】 この計画で、ある程度予測できる項目は協議し、具体的に明らかにしていく必要がある。例えば、施設入居者が全額負担するのではなく、市が一部負担するなど様々なアイデアがあり、可能になればもっと利用者が出てくると思う。
- 【 山本委員 】 23 頁ニーズ調査の日中活動について、就労継続支援B型と就労移行支援が一緒のくくりというのは馴染まないが、いかがなものか。
- 【 濱口統括 】 訓練等給付の就労訓練ということで、一つの括りにしているところがあるが、いただいた意見を基に今後のニーズ調査では検討する。
- 【 山本委員 】 37 頁に家族支援とあるが、重度心身障害の方で親が新型コロナウイルスに感染した場合、子どもをどこにどのように預けたらよいのか心配な声がある。
- 【 濱口統括 】 感染した場合、保健所の指示に従うことになる。その場合、保健所と市で調整しながら、可能な限り支援していく。
- 【 山本委員 】 生活サポート事業は続けていただきたい。しかし、通院やリハビリのための送迎が必要だが、生活サポートは使用できないという声がある。市に確認したところ、通院は「通院等介助」を使用していただきたいということだったが、計画にそのサービスの文言がないというのは、どういうことか。
- 【 深野副会長 】 ご家族の方の話でも、病院までの手段がない、親は高齢で公共交通機関を使うにも限度があると聞くので、生活サポート事業については、考えていただきたい。
- 【 濱口統括 】 生活サポートについては、要綱等を基に利用基準を設けており、制度内の基準で判断している。制度の運用方法は、いただいた貴重な意見を参考に検討していく。
- 本計画の記載方法については、国の事務処理要領に基づいて掲載しており、「通院等介助・身体介護・家事援助」は、「居宅介護」の内訳の部分のため、計画では総称である「居宅介護」として記している。
- 【 野川委員 】 ニーズ調査の結果から、何を地域課題と捉えるかという議論をした上で計画策定に繋げた方が良いと思う。第6期の計画策定の策定期限が近づいている中では厳しいと思うが、権利擁護部会、計画推進部会、基盤整備部会がある中で、重要な地域課題や基盤整備について議論を行う相談支援委員会というような部会を設置できないか。計画がスタートした後でも、改善は可能だと思うので、考えていただきたい。
- 【 佐藤委員 】 本市は、PDCAだけではなく、S（サーベイ：情報収集とその分析評価）を大事に行っていることが評価されている面もあるため、いろいろな調査や根拠を基に、どのように計画を実のあるものにしていくかが重要である。
- 【 山本委員 】 39 頁、防災体制の整備について、個別の避難計画を作成するとあるが、どなたが作成するのか。

- 【梅津課長】避難行動要支援者という制度があり、障害者や高齢者など、避難に際し支援が必要な方は登録していただき、災害時の個別支援計画を作っている。主管課は、地域包括ケア課である。
- 【押領司委員】私たちが行っている計画相談支援は、サービス利用時における相談支援になる。利用者がサービスを利用する上で必要な申請をしていただくことで、サービスが利用できるようになる。一方、避難をするときに支援をしてほしい場合には対応窓口が異なり、希望した人は個別の避難計画を作成するという流れになっているため、これを連動させなければいけないのではないかと。
- 【濱口統括】定期的に登録内容を更新することにも取り組み始めている。避難行動要支援者制度の主管課である地域包括ケア課との連携も含め、対応を検討していく。
- 【野川委員】ニーズ調査項目が、第5期の時と変わっているのではないかと。調査を定期的に行うのであれば、調査結果を比較できた方がよい。
- 【濱口統括】ニーズ調査の項目については、前回の計画とは一部変えている部分もある。昨年度まで計画策定におけるニーズ調査は、地域包括ケア課が主管課であったが、今後については社会援護課とより連携して行っていくため、いただいた意見を基にニーズ調査の項目内容も検討していく。
- 【野川委員】44頁の「精神障害者にも対応した地域包括システムの構築」について、成果目標は県の計画で設定するため、市としての成果目標はありませんという文言には疑問を感じる。朝霞保健所の会議に参加すると、このシステム構築について保健所が主導で積極的に行っているが、市町村連携のもとで実際に進んでいくということなので、本日は欠席であるが、朝霞保健所の方の意見も聞いていただきたい。
- 【濱口統括】県の説明会で方針が示された中で対応しているが、市として具体的に数値を出すことが難しいため、現状の表記となっている。朝霞保健所にも確認しながら、対応していく。
- 【野川委員】財政的な裏付けがないと十分なサービスが受けられないのではないかと。障害福祉全体を和光市の中で、どのくらい予算を立てていくのかという議論がどの程度進んでおり、どの程度計画に反映されているのか。
- 【梅津課長】財政的な裏付けがあった上での計画策定が良いことは認識しているが、新型コロナウイルスの関係で市の財政状況が年々厳しくなることが見込まれている中で、計画を立てたから予算をつけるということが難しいのが実態である。しかし、計画に掲げた以上、市として推進していく責務があるため、予算の段階では財政課の方へ要求していく。
- 【押領司委員】42頁の表題には「共生型地域の実現」とあり、市が実施する内容が記載されているが、障害をお持ちの方々が実施する側の視点がない。41頁の障害者の「社会参加への促進」も同様である。障害をお持ちの方々が実施する

側に回るといふ視点が共生社会の実現に必要なはずだが、される側のままである印象を受けた。前頁を見ればされる側だけではないことはわかるが、障害をお持ちの方達が見た時に、少し違ふ印象を与えてしまうと思う。

また、野川委員がおっしゃったように、「精神障害者にも対応した地域包括システムの構築」で成果目標がないというのはいかかなものかと思うが、国が進めているため当然ではある。しかし、国も元々主管課が異なるところからスタートしていたと思うため、和光市独自の包括ケアシステムの機能化は、位置付けも踏まえた記載の方が、成果目標としては良いのではないか。

【佐藤会長】社会福祉法の改正が6月に行われ、第4条の地域福祉の推進と地域共生社会の実現に向けていくことが謳われ、第106条に包括的な支援体制があり、重層的支援体制整備事業に関する事項も入ってきている。この法改正への認識は、本計画作成に向けてどのように整理されているか。

【梅津課長】来年4月1日から重層的支援体制整備事業がスタートすることについては把握している。表題「地域包括ケアを念頭においた共生型地域の実現」というのは、重層的支援体制整備事業における地域づくり支援的なものであるため、表題について見直しを検討する。

また、42頁については、第5期の計画を継承し、文言の細かい見直しは行っていないため、見直しを行うとともに、可能であれば組換えができるか検討させていただきたい。

### 3 その他

今後のスケジュールについて

次回会議について 令和3年1月19日に開催予定。